検索削除の基準、幅広く議論を

インターネットの検索サイトで、情報を載せられた側から削除の要請があった場合、どの範囲まで応じるべきなのか。各地の裁判所で判断が分かれていたこの問題に、最高裁が初めて統一的な考えを示した。

裁判で争われていたのは、検索サイトのグーグルに掲載された男性の犯罪歴の取り扱い。最高裁第３小法廷（岡部喜代子裁判長）は削除を認めない決定を出した。

その中で示されたのが、「掲載される側のプライバシー保護の重要性が、検索結果を提供する価値より明らかに優越する場合は削除できる」という基準である。

ともに重要な二つの要素のバランスをよく比較して決めるべきだ、という点では当然の判断と言える。だが、今回の決定では、欧州の裁判で認められている「忘れられる権利」などには触れず、削除すべきかどうかの具体的な線引も示してはいない。

同様の裁判が起きた場合は、これからも個別の事例について、一つ一つ検討がなされることになる。判例の積み重ねで基準を明確化することはもちろん需要だが、これとは別に、ネット上のプライバシー保護を巡る議論を深めていかなければならない。

最高裁の判断は検索サイトの運営会社にとっても、個人に関わる情報を扱う際の指針になろう。

ただし、プライバシーのとらえ方は人によって異なり、削除するかどうか社内だけで合意を形成しにくいのも確かだ。社外の人材も入れて様々な角度から意見を出してもらい、十分に検討すべきだ。

このほか交流サイト（SNS）などソーシャルメディアの運営会社も十分な対応が要る。問題があるとみた利用者が投稿者に通知したり、会社に連絡したりする仕組みをもっと周知させてはどうか。

ネットの利用者が、気づかないうちに他人を不快にしている場合がある。発信する情報を点検することも大事だ。プライバシー保護のため、できることに着実に取り組む必要がある。